

設計図書 (当初)

課長	係長	検算者	担当者
----	----	-----	-----

令和5年度

公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託

表-1に示す設計図書は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書である。

表-1 設計図書内訳

表紙	設計書	位置図	委託費内訳表	仕様書	図面
P1	P2	P3	P4~P9	P10~P18	P19~P26

参考資料

表-2に示す参考資料は、佐野市業務委託契約書第1条第1項に定める設計図書ではない。

表-2 参考資料内訳

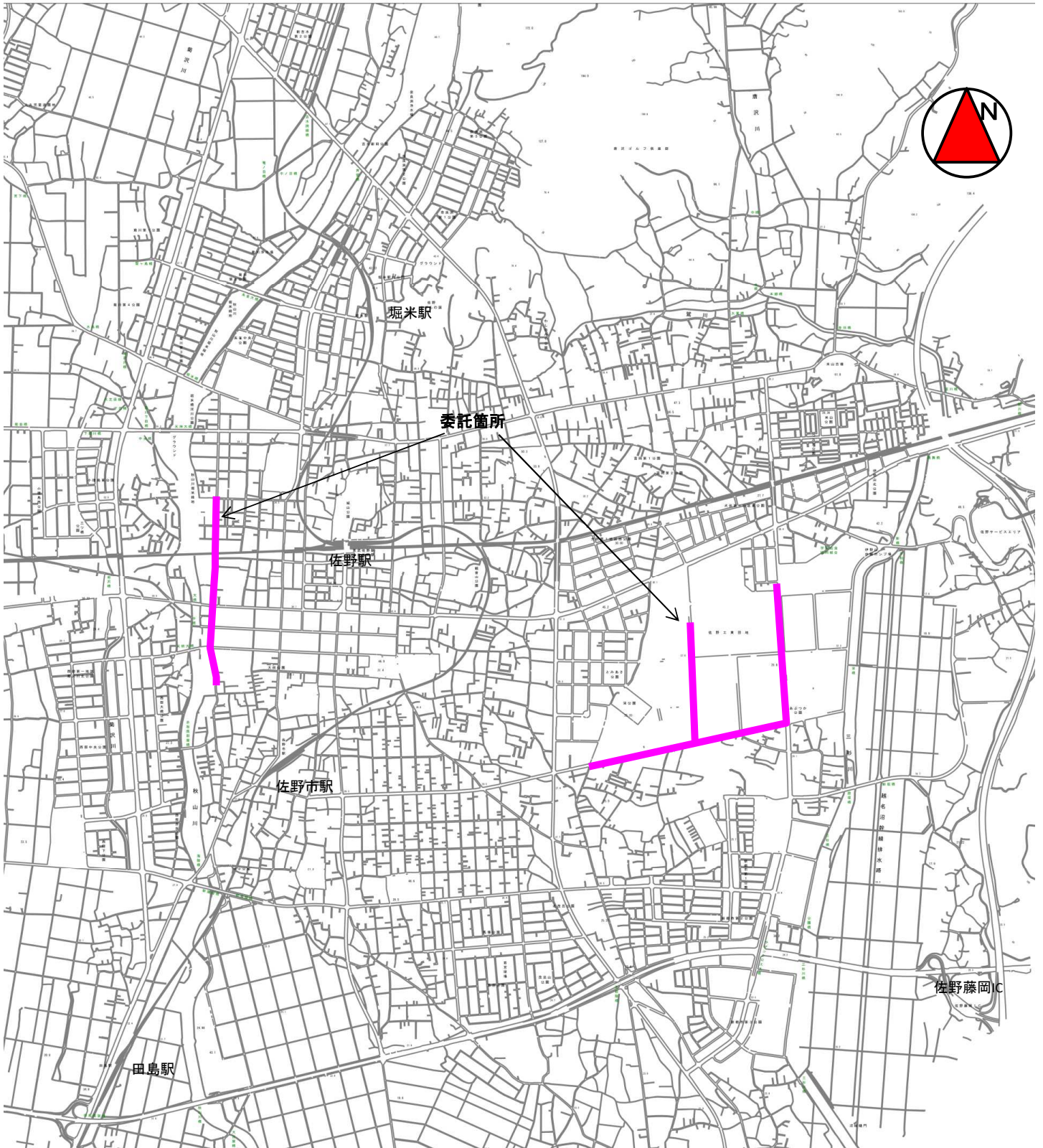
数量計算書等	その他	
P27~P28	P29	

設 計 書

市 長	副市長	局長	課 長	係 長	検算者	設計者
-----	-----	----	-----	-----	-----	-----

令和5年度	委託名	公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託	履行期間	月 日 ~ 令和6年2月29日 (日間)
作成 令和5年8月	履行場所	佐野市 栄町外	設計者名	
設計理由				
委託の種別および概要				
	本管潜行目視調査工 内径800mm以上1500mm未満	2461.0	m	
	本管潜行目視調査工 内径1500mm以上	1106.5	m	

位置図



S = Free

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量 (前回)	数 量 (前回)	摘 要
調査業務					
下水道維持管理		1 式			
管路施設調査工		1 式			
本管潜行目視調査工		1 式			
本管潜行目視調査工	内径800mm以上1500mm未満	m		2,461.0	GD251
本管潜行目視調査工	内径1500mm以上	m		1,106.5	GD252
報告書作成工		1 式			
報告書作成工	本管潜行目視調査	m		3,567.5	GD340
安全費		1 式			
交通誘導警備員の配置		式		1	G0001
直接作業費		1 式			
共通仮設費（率分）		1 式			

数量総括表（設計書）

費目・工種・施行名称など	単 位	数 量	数 量	備 考
** 共通仮設費計 **	1 式			
** 純作業費 **	1 式			
現場管理費	1 式			
** 作業原価 **	1 式			
一般管理費	1 式			
** 作業価格 **	1 式			
** 作業価格計 **	1 式			
消費税・地方消費税価格	1 式			
** 請負業務費 **	1 式			

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
本管潜行目視調査工	内径800以上1500未満				GD251
管路調査技師	時間的制約・労務単価5割増	人			RA730
管路調査助手	時間的制約・労務単価5割増	人			RA735
管路調査作業員	時間的制約・労務単価5割増	人			RA010
ライトバン運転工		日			V0100
小計		m		500	
計		m		1	

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
本管潜行目視調査工	内径1500以上				GD252
管路調査技師	時間的制約・労務単価5割増	人			RA730
管路調査助手	時間的制約・労務単価5割増	人			RA735
管路調査作業員	時間的制約・労務単価5割増	人			RA010
ライトバン運転工		日			V0100
小計		m		600	
計		m		1	

数量総括表（設計書）

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
報告書作成工	本管潜行目視調査				GD340
管理技師		人			RA727
管路調査技師		人			RA732
管路調査助手		人			RA737
小計		m		1,000	
計		m		1	

公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託

特記仕様書

1. 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
2. 本業務の履行期間は、契約締結日から令和6年2月29日までとする。
3. 調査作業計画書の作成にあたっては、(公社)日本下水道管路管理業協会が資格認定している「下水道管路管理総合技士」若しくは「下水道管路管理主任技士」の資格所有者、若しくは前述した資格と同等以上の技術及び経験を有する者を従事させること。
4. 調査工の業務実施にあたっては、(公社)日本下水道管路管理業協会が資格認定している「下水道管路管理専門技士(調査部門)」の資格所有者、若しくは前述した資格と同等以上の技術及び経験を有する者を従事させること。
5. 本仕様書に記載が無い事項については、管路施設清掃・調査工標準仕様書を遵守すること。また、調査結果の報告書については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道管理施設の点検・調査マニュアル(案)」に基づいて作成すること。
6. 本業務は「佐野市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、管路施設を点検・調査するものである。本業務の成果を診断等に用いることを十分に理解し、画像や記録に不備がないように業務を遂行すること。
7. 本業務は安全性・作業性を考慮し、夜間の調査作業を見込んでいる。
8. 本業務は管路内での潜行目視調査を見込んでいるが、代替にテレビカメラにて調査を実施することができる。
9. 調査延長・管径等の変更は設計変更の対象とするが、調査方法の変更に伴う金額の変更は行わない。
10. 本調査箇所は合流地域が含まれるため、受注者は事前に安全管理計画を作成すること。安全管理計画は「現場特性の事前把握」「中止基準・再開基準の設定(予防対策)」「迅速に退避するための対策」「日々の安全管理の徹底」について定めること。
11. 本委託における交通整理員については、警備業者の作業員で交通整理、作業車の誘導等の作業に従事するものとし、配置場所については監督職員と協議する。なお、警察等の協議により変更が生じた場合は別途協議する。交通整理員は延べ 21 人を見込んでいる。
12. その他、本業務について疑義が生じた場合には、監督職員と協議し、その指示に従うものとする。

管路施設清掃・調査工標準仕様書

第1章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は佐野市（以下、本市という。）が管理する下水道管路施設内の清掃及び調査工に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、設計図書という。）に疑義が生じた場合は、本市と受注者との協議により決定する。

2. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、本市の発議により、監督職員が受注者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督職員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

3. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、清掃及び調査作業（以下、作業という。）を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに本市が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ① 労働基準法 | (昭和22年法律第49号) 及び同法関連法規 |
| ② 労働者災害補償保険法 | (昭和22年法律第50号) 及び同法関連法規 |
| ③ 消防法 | (昭和23年法律第186号) 及び同法関連法規 |
| ④ 緊急失業対策法 | (昭和24年法律第89号) 及び同法関連法規 |
| ⑤ 建設業法 | (昭和24年法律第100号) 及び同法関連法規 |
| ⑥ 建築基準法 | (昭和25年法律第201号) 及び同法関連法規 |
| ⑦ 港湾法 | (昭和25年法律第218号) 及び同法関連法規 |
| ⑧ 毒物及び劇物取締法 | (昭和25年法律第303号) 及び同法関連法規 |
| ⑨ 道路法 | (昭和27年法律第180号) 及び同法関連法規 |
| ⑩ 下水道法 | (昭和33年法律第79号) 及び同法関連法規 |
| ⑪ 中小企業退職金共済法 | (昭和34年法律第160号) 及び同法関連法規 |
| ⑫ 道路交通法 | (昭和35年法律第105号) 及び同法関連法規 |
| ⑬ 河川法 | (昭和39年法律第167号) 及び同法関連法規 |
| ⑭ 電気事業法 | (昭和39年法律第170号) 及び同法関連法規 |
| ⑮ 公害対策基本法 | (昭和42年法律第132号) 及び同法関連法規 |
| ⑯ 騒音規制法 | (昭和43年法律第98号) 及び同法関連法規 |
| ⑰ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (昭和43年法律第98号) 及び同法関連法規 |
| ⑱ 水質汚濁防止法 | (昭和45年法律第138号) 及び同法関連法規 |

- ⑲ 酸素欠乏症等防止規則 (昭和43年法律第98号) 及び同法関連法規
 - ⑳ 労働安全衛生法 (昭和43年法律第98号) 及び同法関連法規
 - ㉑ 振動規制法 (昭和51年法律第64号) 及び同法関連法規
- (2) 使用人に対する、諸法令等の運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行なうこと。
なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行なうこと。

4. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、作業に着手すること。
- ① 業務実施計画書
 - ② 業務責任者選任通知書
 - ③ 工程表
 - ④ 職務分担表
 - ⑤ 緊急連絡届
 - ⑥ 清掃・調査作業計画書
 - ⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届
(酸素欠乏作業主任技術者技能講習修了書(第2種)の写しを添付のこと)
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 受注者は、作業が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
- ① 委託業務完了報告書
 - ② 出来高調書
 - ③ 作業記録写真(第1章「11. 作業記録写真」による。)
 - ④ 完了図書(報告書)一式
 - ⑤ 請求書
- (4) 前記各項のほか、監督職員が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

5. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の規制等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

6. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに業務責任者、並びに清掃及び調査の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路内の作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせ、かつ、熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

7. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、作業の一部を下請負させる場合で、当市がその下請負人の届出の提出を求めた時は、着

手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。

作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。

- (2) 作業の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合は、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

8. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、作業を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、遅滞なく監督職員に申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等からの報酬、または手数料を受け取ってはならない。
なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

9. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えた時は、ただちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに現状復旧すること。
- (2) 受注者は、作業にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

10. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、作業の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、所定の様式により、作業の進捗状況を監督職員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、履行期間に含まれていない日（祝日、休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ、その作業内容、作業時間等について、監督職員の承諾を得ること。

11. 記録写真

受注者は、次の各項に従って、記録写真を撮影し、作業完了時には、工種ごとに工程順に編集したものを、作業記録写真帳に整理し、完了届に添付して監督職員に提出すること。

- (1) 管渠内から、作業前後の状況を、同一方向で撮影すること。
ただし、管渠内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 人力または機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (5) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさについては監督職員と協議すること。
- (6) 撮影は、調査延長 300m程度に対して、1箇所 の保安施設の状況、テレビカメラなど使用機械の設置状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況のほか、監督職員が指定する内容について行うこと。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、補修作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠などに入入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督職員が指示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督職員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、下水道管路内調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な証明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督職員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、作業にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督職員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。

- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに当市に届け出ること。

第3章 清掃工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、清掃・調査作業計画書に作業箇所、作業順序を定め、事前に監督職員に報告した上で、作業に着手すること。
- (2) 作業にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラなどを使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、作業にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督職員の指示に反して、作業を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中止を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、作業終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2. 清掃工

- (1) 作業時間、作業範囲等
作業にあたっては、道路使用許可条件を厳守して、実施すること。
- (2) 土砂等の流下防止
作業にあたって、下流側に土砂等を流出させてはならない。万一、下流側に土砂等を流出させた場合は、影響区間の流出土砂等を受注者の責任で取り除くこと。
- (3) 土砂等の積込み、運搬
- 1) 受注者は、作業にあたって、十分な運搬車両を配置すること。
 - 2) 運搬車両は、事前に当市に届け出を行うこと。
 - 3) 運搬車両は、その使用にあたって、土砂等の流出・飛散、並びに臭気の漏洩のおそれのない構造の車両とすること。
 - 4) 積込みにあたっては、土砂等の飛散により、通行者及びその他の工作物を汚損させないように措置を講ずること。
 - 5) 土砂等の運搬にあたっては、水切りを十分に行い、途中で漏落しないような措置を講ずること。
 - 6) 土砂等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- (4) 機械による清掃作業
- 1) 高圧洗浄車の使用にあたっては、高圧により管渠を損傷することのないよう、吐出圧に留意すること。
 - 2) 高圧洗浄車に使用する洗浄水は、佐野市水処理センターにて処理水を支給することができる。受

注者は給水車にてくみ上げ、運搬し使用することができる。

第4章 調査工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、清掃・調査作業計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督職員に報告した上で、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないように十分留意すること。
- (3) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督職員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。
ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法及び当市公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が監督職員の指示に反して、調査を続行した場合及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃に努めること。

2. 調査工

- (1) 清掃・調査作業計画書
受注者は調査にあたり、事前に次の事項を記載した清掃・調査作業計画書を提出すること。
 - ① 調査概要
 - ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
 - ③ 調査計画（テレビカメラ装置等使用機器、調査方法、実施工程表等）
 - ④ 安全計画（保安対策、交通規制、管渠内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
 - ⑤ その他（監督職員の指示する事項）
- (2) 調査機材
調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。
- (3) 調査時間
調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。
- (4) テレビカメラによる調査
 - 1) 調査にあたっては、あらかじめ当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること。ただし内径800mm以上の場合はこの限りではない。なお、洗浄に高圧洗浄車を使用する場合、その洗浄水は監督職員との協議により調達先を選定すること。
 - 2) 本管の調査は、原則として上流から下流に向け、テレビカメラを移動させながら行うこと。
 - 3) 本管の調査にあたっては、管種、管径、管の破損、継手部の不良、クラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、全区間撮影（カラー）し、DVD等に収録する。また異常箇所、取付管口等の必要箇所については、側視撮影（カラー）し、鮮明な画像をDVD等に収録すること。

4) 本管及び取付管部の異常箇所的位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とし、正確に測定すること。また、DVD等とは別にモニターから写真撮影（カラー）を行うものとする。

これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督職員と協議し、承諾を得なければならない。

5) 調査区間内のマンホール調査項目は、(5) 2) の目視調査内容による。

(5) 目視による調査

1) 内径 800mm 以上

本管内に調査員が入り、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ・蛇行、取付管の突出し、油脂の付着、木の根の浸入、浸入水等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。本管内の異常箇所的位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。

写真は調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて、カラーで撮影すること。

なお、調査内容はテレビカメラによる調査に準ずるものとする。

2) マンホール目視調査

マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管渠の布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。

写真撮影は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール 1 箇所あたり 3 枚以上を標準とする。

(6) 取付管調査

1) 調査に先立ち、当該調査箇所を洗浄し、調査の精度を高めること

2) 調査にあたっては、本管同様、管の破損、継手部及び曲部の不良箇所、管壁のクラック漏水、取付管口等に十分注意しながら、撮影（カラー）を行うものとする。

3) 不良箇所的位置表示は公共汚水ます中心からの距離とする。

(7) 巡視・点検

管路施設の大部分は、地下構造物であり、地上での巡視・点検は、その項目が限られるが、面的に広い範囲にわたっており、それを効率的に行うには、計画的に実施する必要がある。

写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所等を明記した黒板を入れて行い、10m 当り 1 枚（管渠の場合）または 1 箇所当り 1 枚（マンホールの場合）を標準とする。

(8) 送煙試験

送煙試験は、誤接続の予想される分流式下水道管路施設において、発煙筒を設置し、昇煙の有無によって誤接続を判断する。以下の事項に注意して作業を行うこと。

1) 止水プラグなどを入れて、管渠を一時的に遮断し、マンホール上に送風機を置く。

2) 管渠内に空気を送り込み、発煙筒を使用して送煙を行う。

3) 管渠の異常を発見したら、スプレーペイント（有色）で目印をする。

4) 送煙試験を行う前に、必ず消防署及び付近住民に連絡を徹底しておく。

5) 写真撮影（カラー）は調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、本管は 20m 当り 3 枚を宅地内は 1 戸当り 3 枚をそれぞれ標準とする。

(9) 音響試験

1) 調査方法は、ハンマーによる打撃音、あるいは音波による確認とすること。

2) 写真撮影（カラー）は、調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、1

戸当り 3 枚を標準とする。

(10) 染料試験

- 1) 染色液を上流マンホール、樋、枳などの地上部で試験する場所から流すこと。
- 2) 下流で流れを見ながら、染色液を確認したら、写真撮影を行うこと。
- 3) 写真撮影（カラー）は、調査年月日、異常内容、発生場所等を明記した黒板を入れて行い、1戸当り 3 枚を標準とする。

(11) 異常時の処置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督職員に報告し、指示を受けること。

この場合においても、上流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3. 報告書

- (1) 調査結果は報告書を作成し、提出すること。
- (2) 調査結果をDVD等に収録する場合は、一般用DVD等に収録すること。なお、提出するDVD等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径並びに距離等を表示すること。
- (3) 提出する成果品は次のとおりとする。
 - ① 報告書
 - ② 不良箇所写真帳
 - ③ DVD等（テレビカメラ調査の場合）
 - ④ その他監督職員の指示するもの

第5章 その他

1. 作業の完了

作業を終了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

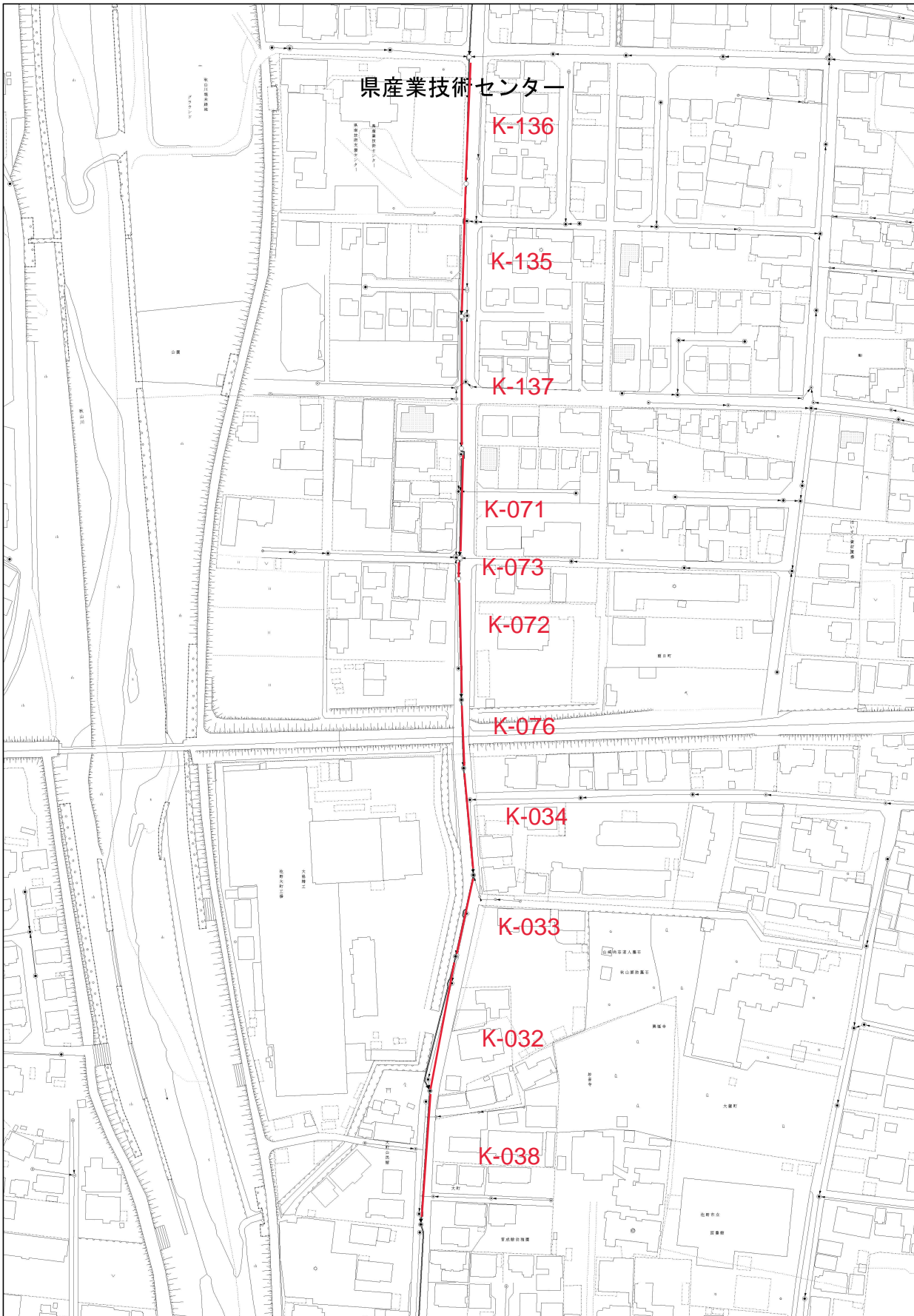
2. 検査

- (1) 受注者は、中間検査及び完了検査に立会うこと。
- (2) 受注者は、検査のために必要な資料（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い、提出すること。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、速やかに当該業務の修正を行うこと。

3. その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、すみやかに監督職員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業遂行上、当然必要なものは、受注者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督職員に報告し、指示を受けて処理すること。

佐野市公共下水道台帳図

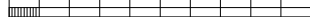


※現地と異なる場合があります
（一部）

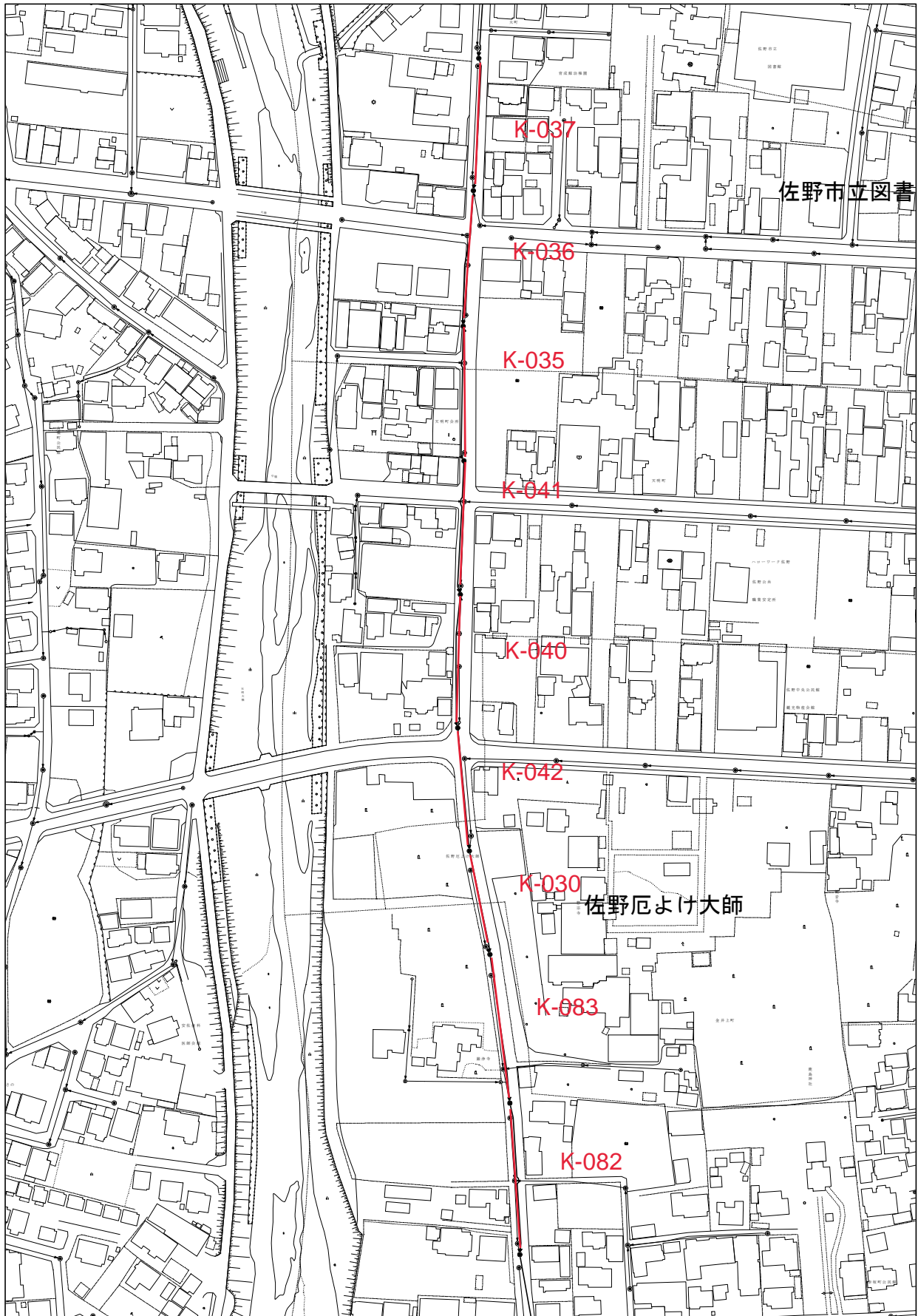
佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m



佐野市公共下水道台帳図

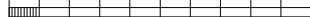


※現地と異なる場合があります (必ず承下さい)

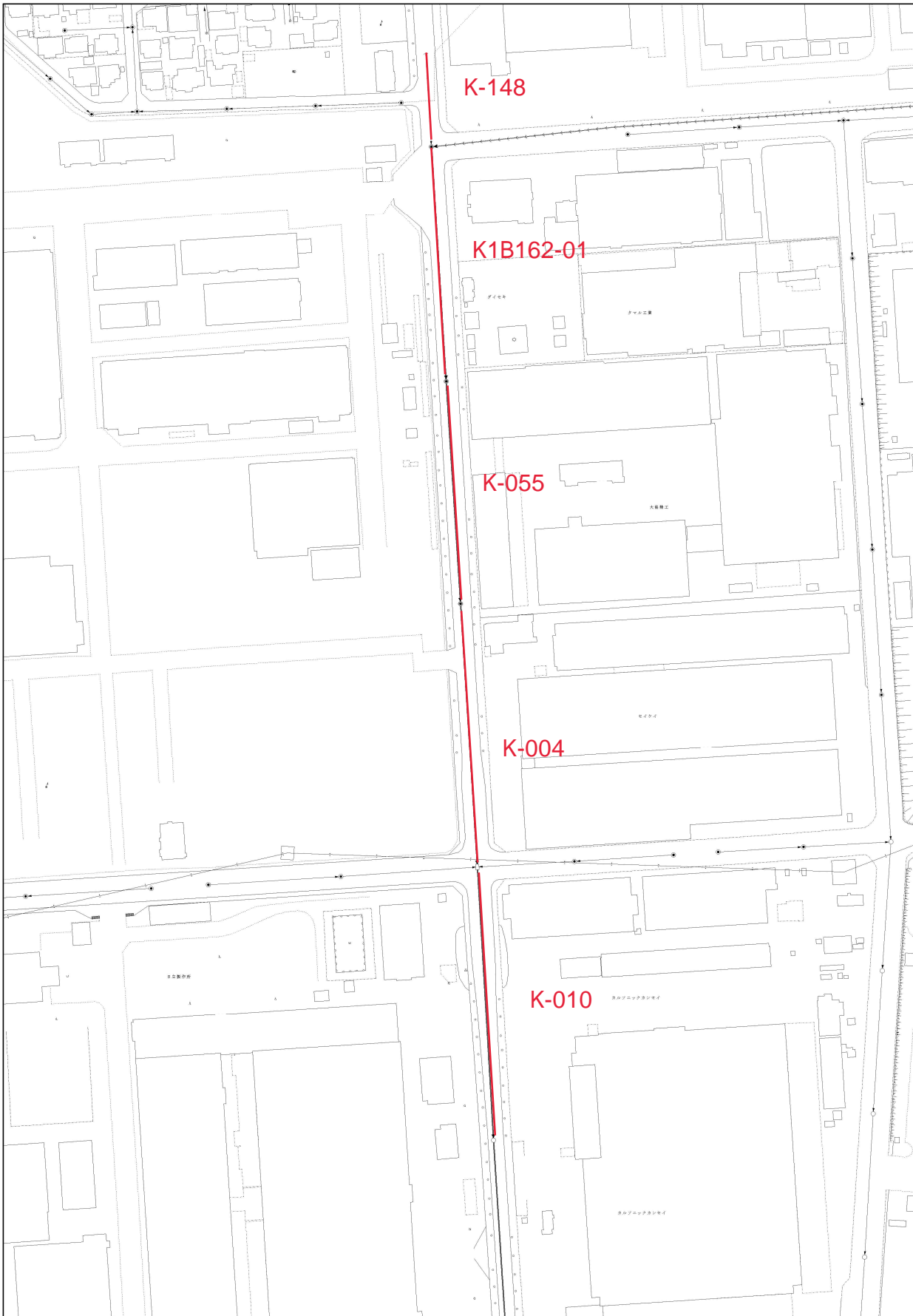
佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺 1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m



佐野市公共下水道台帳図



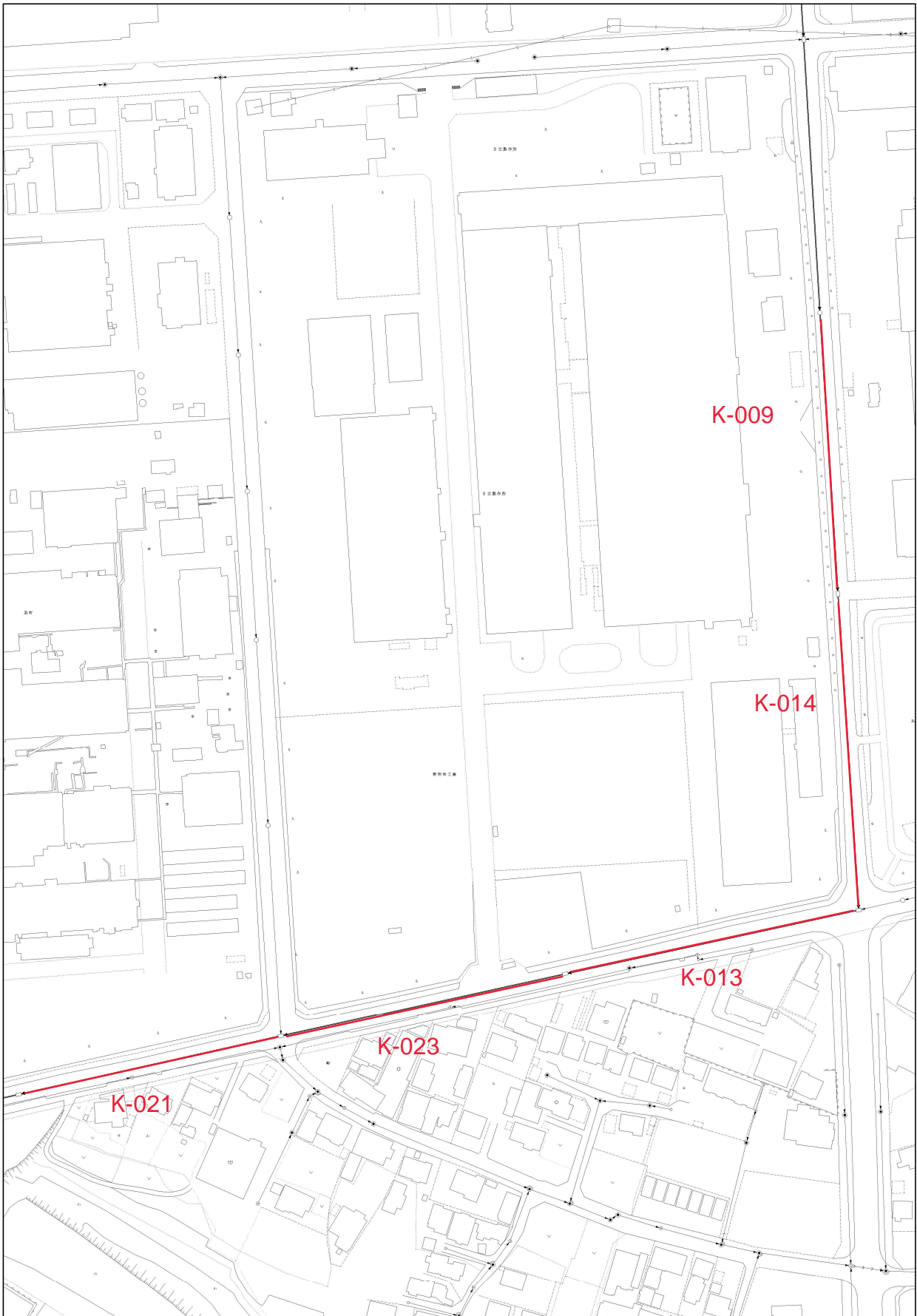
※現地と異なる場合があります
（一）承下

佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m

佐野市公共下水道台帳図

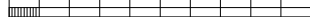


※現地と異なる場合があります
（一）承下

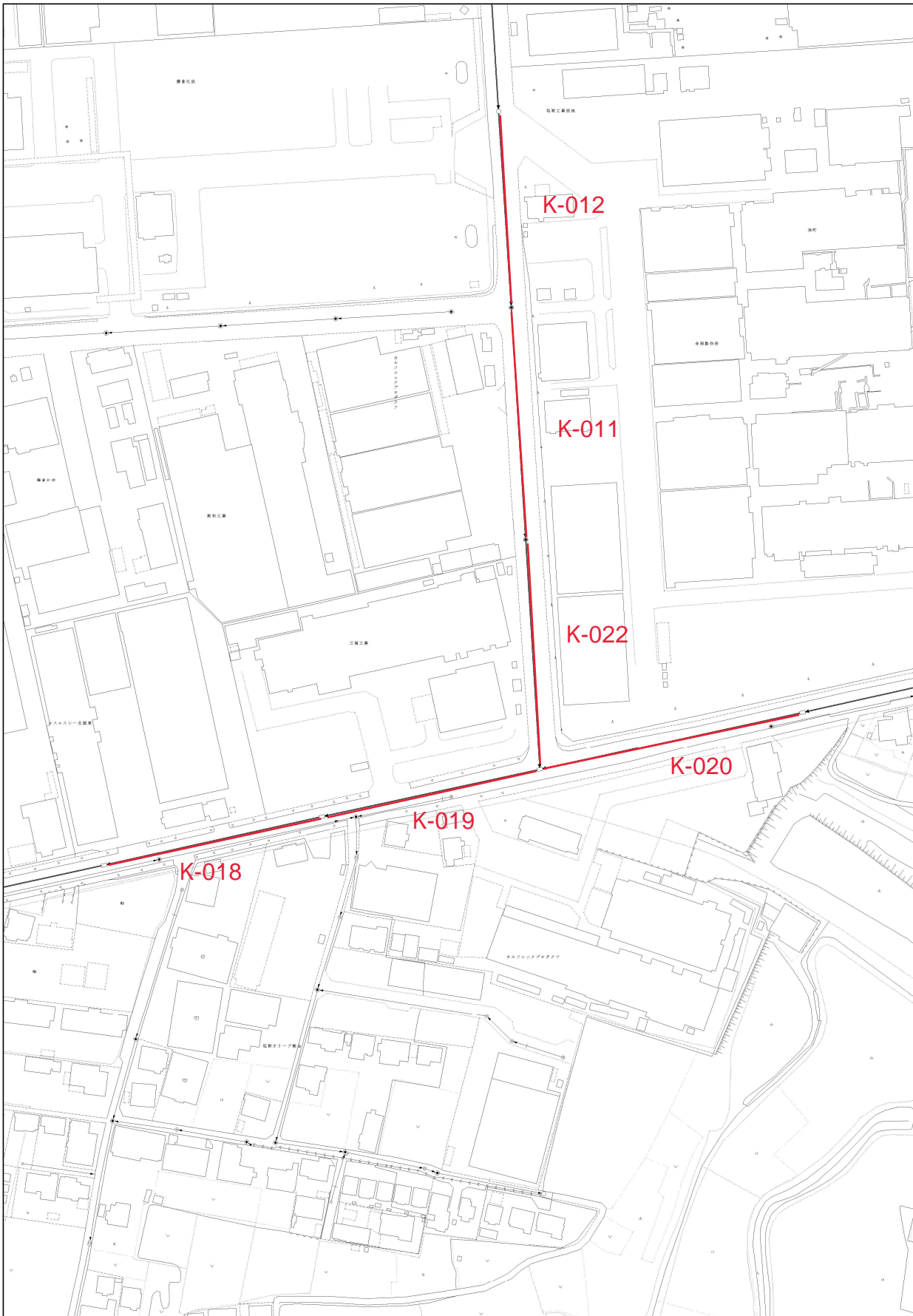
佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m



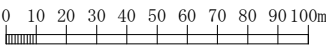
佐野市公共下水道台帳図



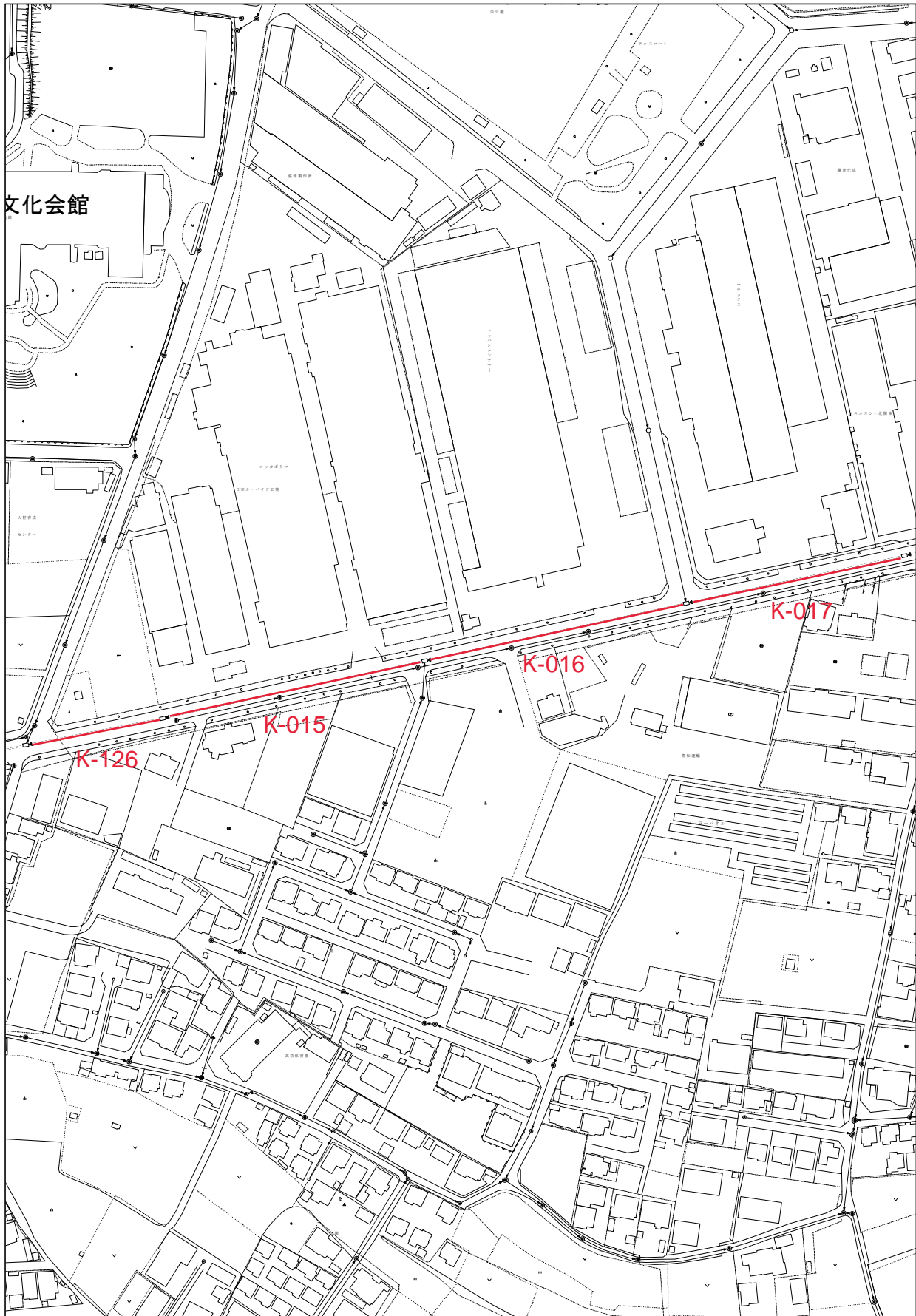
※現地と異なる場合があります
（一）承下

佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500



佐野市公共下水道台帳図

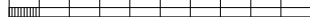


※現地と異なる場合があります
（丁承下さい）

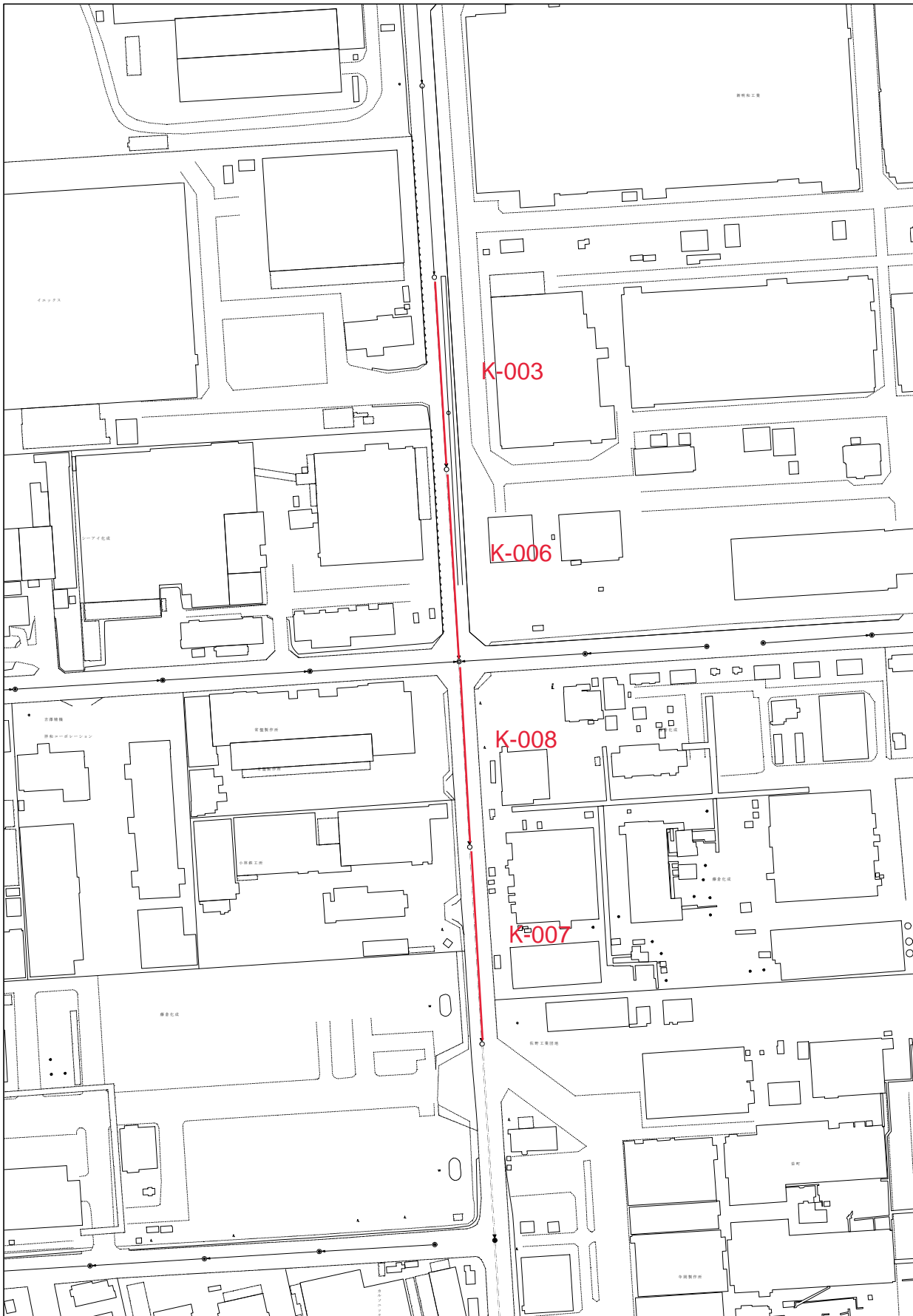
佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m



佐野市公共下水道台帳図

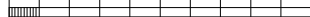


※現地と異なる場合があります
（一部不承認）

佐野市 上下水道局 下水道課

縮尺1:2500

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100m



調査管路集計表

路線No.	上流人孔		下流人孔		管種	管径mm	人孔間延長m
K-136	1A259-01	2号	1A258-01	2号	HP	800	58.07
K-135	1A258-01	2号	1A277-01	2号	HP	800	59.03
K-137	1A277-01	2号	1A276-01	2号	HP	800	59.01
K-071	1A276-01	2号	1A279-01	2号	HP	800	49.23
K-073	1A279-01	2号	1A278-01	2号	HP	800	9.77
K-072	1A278-01	2号	1A299-01	4号	HP	800	54.08
K-076	1A299-01	4号	1A298-01	4号	HP	800	30.80
K-034	1A298-01	4号	1A297-01	4号	HP	800	51.40
K-033	1A297-01	4号	1A296-01	4号	HP	800	37.50
K-032	1A296-01	4号	1A309-01	4号	HP	800	61.20
K-038	1A309-01	4号	1A308-01	4号	HP	800	59.80
K-037	1A308-01	4号	1A307-01	4号	HP	800	59.40
K-036	1A307-01	4号	1A306-01	4号	HP	800	60.80
K-035	1A306-01	4号	1A322-01	4号	HP	800	60.50
K-041	1A322-01	4号	1A321-01	4号	HP	800	60.10
K-040	1A321-01	4号	1A320-01	4号	HP	800	59.50
K-042	1A320-01	4号	1A335-01	4号	HP	800	55.20
K-030	1A335-01	4号	1A334-01	4号	HP	800	47.40
K-083	1A334-01	4号	1A333-01	4号	HP	800	67.30
K-082	1A333-01	4号	1A356-01	4号	HP	800	67.80
K-148	-	-	1B162-01	4号	HP	1100	41.76
K1B162-01	1B162-01	4号	1B165-01	4号	HP	1100	104.94
K-055	1B165-01	4号	1B164-01	4号	HP	1100	100.03
K-004	1B164-01	4号	1B170-01	特殊	HP	1100	118.12
K-010	1B170-01	特殊	1B169-01	2号	HP	1100	121.90
K-009	1B169-01	2号	1B3220-01	特殊	HP	1100	126.09
K-014	1B3220-01	特殊	1B173-01	特殊	HP	1100	142.00
K-013	1B173-01	特殊	1B3221-01	特殊	ボックス	1500×1350	134.04
K-023	1B3221-01	特殊	1B181-01	特殊	ボックス	1500×1350	130.05
K-021	1B181-01	特殊	1B180-01	特殊	ボックス	1500×1350	119.94
K-020	1B180-01	特殊	1B179-01	特殊	ボックス	1500×1350	119.94
K-019	1B179-01	特殊	1B178-01	特殊	ボックス	1500×1350	100.02
K-018	1B178-01	特殊	1B177-01	特殊	ボックス	1500×1350	100.02
K-017	1B177-01	特殊	1B176-01	特殊	ボックス	1500×1350	100.02
K-016	1B176-01	特殊	1B2100-01	特殊	ボックス	1500×1350	120.00
K-015	1B2100-01	特殊	1B028-01	特殊	ボックス	1500×1350	120.00
K-126	1B028-01	特殊	1B026-01	特殊	ボックス	1500×1350	62.48
K-003	1B026-01	特殊	1B166-01	2号	HP	800	85.80
K-006	1B166-01	2号	1B168-01	3号	HP	800	86.00
K-008	1B168-01	3号	1B167-01	2号	HP	900	83.37
K-007	1B167-01	2号	1B172-01	2号	HP	900	88.18
K-012	1B172-01	2号	1B171-01	4号	HP	900	87.96
K-011	1B171-01	4号	1B182-01	4号	HP	1000	104.37
K-022	1B182-01	4号	1B179-01	特殊	HP	1000	102.58

合計 3567.50

交通誘導員算定表

管径	①日進量m	②設計延長m	③必要日数(②÷①)
800mm以上 1500mm未満	500	2460.99	4.92
1500mm以上	600	1106.51	1.84
④合計日数 (③小数点以下切上げ)			7.00
⑤1箇所配置人数			3
⑥設計配置人数			21

参 考 資 料

(総括情報表)

事務所 設計書名 変更回数 適用単価区分 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系 ファイル名	04 佐野市 実施設計書 当初 04-04002700000-40 0 1 実施単価 91 安足土木管内①(旧佐野) 0-050810(0) 3 委託業務 公共下水道ストックマネジメント管路施設調査業務委託	
前払率 工種 イメージアップ 市街地補正区分 交通規制区分 ゼロ責務工事に係る補正 週休二日補正区分 契約保証方法 消費税等の率	当 世 代 0 管路清掃工、管路調査工（下水道） 00 率計上しない 12 市街地以外 02 一般交通影響あり（2） 01 補正なし 01 補正なし 03 補正なし 06 10%適用	前 世 代
		この「参考資料」は入札参加者の適正かつ迅速な見積もりに資するための資料であり、契約書約款第1条にいう設計図書ではない。